

## 平成27年度交付団体及び交付予定額

単位:千円

	団体名	会員	会費	補助事業名及び内容	交付予定額	6月30日	備考
1	芦屋市人権教育推進協議会	市立保・幼・小・中教員、市内高校教員、16団体及び11個人会	2,000円/団体	人権教育推進	1,119	1,119	
2	芦屋市コミスク連絡協議会	20人		コミスク活動助成金	118	118	
3	三条コミュニティ・スクール	地域住民	クラブ活動費等	コミスク活動助成金	270	270	
4	朝日ヶ丘コミュニティ・スクール	地域住民	クラブ活動費等	コミスク活動助成金	270	270	
5	潮見コミュニティ・スクール	地域住民	クラブ活動費等	コミスク活動助成金	270	270	
6	宮川コミュニティ・スクール	地域住民	クラブ活動費等	コミスク活動助成金	270	270	
7	打出浜コミュニティ・スクール	地域住民	クラブ活動費等	コミスク活動助成金	270	270	
8	浜風コミュニティ・スクール	地域住民	クラブ活動費等	コミスク活動助成金	270	270	
9	岩園コミュニティ・スクール	地域住民	クラブ活動費等	コミスク活動助成金	270	270	
10	精道コミュニティ・スクール	地域住民	クラブ活動費等	コミスク活動助成金	270	270	
11	山手コミュニティ・スクール	地域住民	クラブ活動費等	コミスク活動助成金	270	270	
12	芦屋市PTA協議会	市立幼・小・中保護者	30円/年	研修及び活動助成	781	781	
13	芦屋市茶華道協会	614人	5,000円/年	文化活動事業助成	50	50	取り扱い方針による
14	芦屋市書道協会	72人	5,000円/年	文化活動事業助成	30	30	取り扱い方針による
15	芦屋囲碁協会	104人	1000円/年	文化活動事業助成	50	50	取り扱い方針による
16	芦屋将棋協会	16人	2,000円/年	文化活動事業助成	15	15	取り扱い方針による
17	芦屋市邦舞協会	120人	3,000円/年	文化活動事業助成	50	50	取り扱い方針による
18	芦屋交響楽団	108人	3,000円/月	文化活動事業助成	250	250	市長が別に定めるもの
19	芦屋合唱協会	705人	3,000円/年	文化活動事業助成	50	50	取り扱い方針による
20	芦屋少年少女合唱団	50人	4,000円/月	文化活動事業助成	200	200	市長が別に定めるもの
21	あしや文学同好会	74名	1,500円/講座	文化活動事業助成	30	30	取り扱い方針による
22	芦屋市吹奏楽連盟	8団体	3,000円/団体	文化活動事業助成	27	24	取り扱い方針による

計 5,200

(別紙)

## 団体補助金についての当面の取扱い方針

### 1 基本的な考え方

- (1) 団体補助金のあり方については、今後、市民協働参画施策の中での各種市民団体等に対する支援のあり方の検討結果を踏まえ、抜本的に整理することとし、その際に公募型補助についても導入を検討する。
- (2) 上記までの当面の措置として、団体補助金（別紙に掲げる団体に対する補助をいう。以下同じ。）については、以下のいずれかに該当する団体で市長が認めるものに対し交付することとする。
  - ① 市の福祉施策の増進に貢献する団体で、その活動が構成員の社会的支援につながる事業を行っていると思われる団体
  - ② 公益的活動を行っている団体で、その活動が市の施策に貢献していると認められる団体
- (3) 団体補助金以外の補助金については、個別に見直しを行う。

### 2 団体補助金についての補助交付額

- (1) 団体に対する運営費の補助額は、以下の基準に基づくものとする。

① 団体の構成員が30人未満	15,000円
② 団体の構成員が30人以上100人未満	30,000円以内
③ 団体の構成員が100人以上	50,000円以内

(注) 構成員数は会費の徴収を行っている会員数とし、補助金の限度額を会費総額と同額（15,000円に満たないときは15,000円）までとする。なお、会費の徴収を行っていない団体についての交付額は15,000円とする。
- (2) 団体に対する事業費の補助額は、広く市民を対象とするなど受益が特定されない臨時的な事業を行う場合において、直接その活動に要する経費に対し2分の1以内の額（150,000円を限度）とする。
- (3) 団体の構成や活動等から上記（1）及び（2）によりがたい場合は、市長が別に定めるものとする。
- (4) 補助額は毎年度の予算の範囲内で調整するものとし、上記の額を保障するものではない。
- (5) 上記取扱いにより、補助金が廃止又は激減となる団体（（3）による団体を除く。）については、平成17年度については、前年度交付額の2分の1を交付する激変緩和措置を設ける。

### 3 新規団体の扱いについて

公募型補助についての考え方は上記1（1）のとおりであり、それまでの間は原則として新規団体への補助は行わないこととするが、所管部局を通じ申出があれば予算編成の中で検討を行う。

(以上)

# 平成27年度 芦屋市社会教育関係団体登録数

平成27年4月1日現在

区分	分 類	計
1	P T A	2
2	青 少 年	24
3	ス ポ ー ツ	127
4	芸 術	30
5	芸 能 ・ 音 楽	52
6	教 養 ・ 学 習	68
8	コ ミ ス ク	10
9	そ の 他	26
	合 計	339
	総 団 体 数	339

平成27年度 芦屋市社会教育委員の会議 日程一覧表 (案)

	日時	時間
第1回	平成27年 5月28日 (木)	15:00~17:00
第2回	平成27年 7月23日 (木)	15:00~17:00
第3回	平成27年10月 8日 (木)	15:00~17:00
第4回	平成28年 1月28日 (木)	15:00~17:00

☆教育員会との意見交換を10月8日 (木)

13:00~15:00を第1希望として調整希望をする予定です。

【協議事項】

第1回	◇社会教育関係団体補助金について
第2回	◇社会教育関係団体の一斉更新について
第3回	
第4回	◇社会教育関係団体の新規登録について

阪神南地区社会教育委員協議会会長及び県役員 会議等日程

対象者	日時	平成27年度会議・研修会等予定	場所	【参考】平成26年度実績
議長	6月17日(水) 14時～16時	兵庫県社会教育委員協議会第1回役員会	兵庫県民会館	阪神南地区からは尼崎市議長と 芦屋市事務局が出席
全社会教育委員	5月28日(木) 15時～17時	第1回芦屋市社会教育委員の会議	教育委員会室	5月29日(木)15時～17時 委員7名出席
議長・副議長 事務局職員	7月7日(火) 10時～12時	阪神南地区社会教育委員協議会総会	西宮市教育委員会庁舎 3階	7月24日(木)14時～16時 芦屋市教育委員会室 議長・副議長出席
議長・副議長 及び希望する社会教育委員	7月8日(水)	兵庫県社会教育委員協議会総会・研修会	ホテル北野プラザ六甲荘	7月2日(水)13時30分～16時 議長、副議長、委員3名出席
全社会教育委員	7月 日未定	第2回芦屋市社会教育委員の会議	教育委員会室	7月10日(木)15時～17時 委員8名出席
希望する社会教育委員	9月4日(金)	近畿地区社会教育研究大会(奈良大会)	奈良市	9月12日(金)10時20分～15時40分 (大阪大会)委員4名出席
全社会教育委員	10月 日未定	教育委員と社会教育委員の意見交換会	教育委員会室	10月9日(金)13時～15時 委員7名出席
全社会教育委員	10月 日未定	第3回芦屋市社会教育委員の会議	教育委員会室	10月9日(木)15時～17時 委員8名出席
希望する社会教育委員	10月8日(木)～9日(金)	全国社会教育研究大会(大分大会)	大分市(ホルトホール大分)	10月22日(水)～24日(金) (徳島大会)出席者なし
希望する社会教育委員	11月18日(水)	兵庫県社会教育研究大会	兵庫県民会館	11月12日(水)11時～15時40分 委員8名出席
議長・副議長 及び希望する社会教育委員	未定 (11月ごろ)	阪神南地区社会教育委員協議会研修会 親睦会	西宮市	11月20日(木)15時～17時 芦屋市役所教育委員会室 議長・副議長・委員6名出席
全社会教育委員	1月 日未定	第4回芦屋市社会教育委員の会議	教育委員会室	1月22日(木)15時～17時 委員7名出席
希望する社会教育委員	未定	阪神北地区社会教育委員協議会研修会	未定	2月16日(月)13時30分～16時 川西市アステ市民プラザアステホール 出席者なし